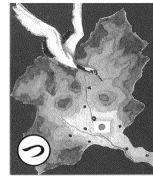




県紋章

# 群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

平成30年6月29日(金) 第9612号

## 目次

ページ

### 規 則

- 群馬県医療品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則(薬務課) 2

### 告 示

- 知事指定薬物の指定の失効(薬務課) 5
- 路線の変更(道路管理課) 5
- 道路の区域決定(同) 6
- 道路の供用開始(同) 6
- 道路の区域変更(同) 6

### 公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更に係る認証申請(県民生活課) 7
- 同 7
- 同 7
- 平成30年度職業訓練指導員試験の実施(産業人材育成課) 8

### 選挙管理委員会告示

- 病院の院長が不在者投票管理者となるべき病院ならびに老人ホームの長が不在者投票管理者となるべき施設の定め等の告示の一部改正 9

### 人事委員会公告

- 平成30年度群馬県職員採用Ⅲ類試験等の実施 9
- 平成30年度群馬県警察官B等採用試験の実施 13

■ 規 則

群馬県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年六月二十九日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県規則第五十一号

群馬県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

群馬県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則(平成二十六年群馬県規則第七十三号)の一部を次のように改正する。

第四条の見出し中「薬局機能情報」を「薬局機能情報等」に改め、同条第一項中の「報告」の下に「及び医療を受ける者が薬局の選択を適切に行うために知事が必要と認める情報の報告」を加え、「薬局機能情報報告書」を「薬局機能情報等報告書」に改め、同条第二項中「薬局機能情報報告書」を「薬局機能情報等報告書」に、「三月三十一日」を「知事が別に定める日」に改め、同条第三項中「薬局機能情報報告書」を「薬局機能情報等報告書」に改める。

別記第五項中「薬局機能情報報告書」や「薬局機能情報等報告書」及び「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」や「下記のとおり、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」並びに「下記のとおり薬局機能情報」や「薬局機能情報を報告するとともに、医療を受ける者が薬局の選択を適切に行うために知事が必要と認める情報」並びに

「(2) 薬局の業務内容

「(2) 健康サポート薬局に係る研修を修了した薬剤師の人数

健康サポート薬局に係る研修を修了した薬剤師の人数	人	非常勤	人)
--------------------------	---	-----	----

「(3) 薬局の業務内容

「お薬手帳」交付の可否	<input type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 否
特記事項		

(3) 地域医療連携体制  
ア 医療連携

在宅医療の取組の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
輪番制への参加の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
多職種との連携の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無

イ 地域住民への啓発活動への参加

地域住民への啓発活動への参加の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
特記事項		

「お薬手帳」交付の可否

「電子版お薬手帳」を所持する者の対応の可否	<input type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 否
特記事項		

(4) 地域医療連携体制  
ア 医療連携

プレイボイン事例の把握・収集に関する取組の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
プロトコルに基づいた薬物治療管理の取組の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
上記の他の医療連携の取組の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
特記事項		

イ 地域医療情報連携ネットワークへの参加

地域医療情報連携ネットワークへの参加の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
-----------------------	----------------------------	----------------------------

ウ 退院時の情報を共有する体制

退院時の情報を共有する体制の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
------------------	----------------------------	----------------------------

エ 受診勧奨に係る情報等を医療機関に提供する体制

受診勧奨に係る情報等を医療機関に提供する体制の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
---------------------------	----------------------------	----------------------------

オ 地域住民への啓発活動への参加

地域住民への啓発活動への参加の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
特記事項		

(5) その他薬局の情報

--	--	--

その他薬局の情報 チェックし  
※該当する項目を複数選択可  
てください。複数選択可

0 1	<input type="checkbox"/> 要指導医薬品の取扱 ( 品目)
0 2	<input type="checkbox"/> 一般用医薬品の取扱 ( 品目)
0 3	<input type="checkbox"/> 医療機器の取扱
0 4	<input type="checkbox"/> 衛生材料の取扱
0 5	<input type="checkbox"/> 介護用品の取扱
0 6	<input type="checkbox"/> 特定販売の実施 (取扱品目 局製剤)
0 7	<input type="checkbox"/> 特定販売の実施 (取扱品目 1類医薬品)
0 8	<input type="checkbox"/> 特定販売の実施 (取扱品目 2類医薬品)
0 9	<input type="checkbox"/> 特定販売の実施 (取扱品目 3類医薬品)

特記事項

〔2〕 医療安全対策

医薬品の使用に係る安全な管理のための責任者の配置の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
-----------------------------	---

〔2〕 医療安全対策の実施

副作用等に係る報告の実施件数	件
医療安全対策に係る事業への参加の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

〔6〕 患者満足度の調査

患者満足度の調査の実施の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
患者満足度の調査結果の提供の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

〔6〕 医療を受ける者の居宅等において行う調剤業務の実施件数

医療を受ける者の居宅等において行う調剤業務の実施件数	件
----------------------------	---

〔7〕 健康サポート薬局に係る研修を修了した薬剤師が地域ケア会議その他地域包括ケアシステムの構築のための会議に参加した回数

健康サポート薬局に係る研修を修了した薬剤師が地域ケア会議 (行政職員をはじめとした地域の関係者から構成される会議体をいう。) その他地域包括ケアシステムの構築のための会議に参加した回数	回
--	---

〔8〕 患者の服薬状況等を医療機関に提供した回数

患者の服薬状況等を医療機関に提供した回数	回
----------------------	---

〔9〕 患者満足度の調査

患者満足度の調査の実施の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
患者満足度の調査結果の提供の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

〔10〕 在宅患者訪問薬剤管理指導又は居宅療養管理指導の実績

1年間の在宅患者訪問薬剤管理指導の実施の有無	<input type="checkbox"/> 有 延べ患者数 人 <input type="checkbox"/> 無
1年間の居宅療養管理指導の実施の有無	<input type="checkbox"/> 有 延べ患者数 人 <input type="checkbox"/> 無

注1 プレミアポイント事例とは、薬剤師が薬物療法に直接関与し、薬学的患者

ケアを実践して患者の不利益（副作用、相互作用、治療効果不十分等）を回避又は軽減した事例をいう。

2 プロトコルに基づいた薬物治療管理とは、薬剤師に認められている業務の中で、医師と合意した手順等に従って薬剤師が主体的に実施する業務を行うことをいう。

める。

別記様式第7号中「年度」や「年」は「イ」「ロ」（許可番号第 号）」

を記す、

住所又は所在地	
電話番号	

や

住所又は所在地 イ」「ロ」（身分証明書番号 イ）」

区域及び期間		月	日から	月	日まで
		月	日から	月	日まで
		月	日から	月	日まで

を

期間及び区域	月	日から	月	日まで
	月	日から	月	日まで
	月	日から	月	日まで

に改

める。

附 則

1 この規則は、平成三十一年一月一日から施行する。

2 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成二十九年厚生労働省令第九号）附則第二項に規定する薬局の開設者については、平成三十一年十二月三十一日までの間は、この規則による改正後の別記様式第五号の規定は適用せず、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現に改正前の群馬県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の規定により作成されている用紙は、当分の間、適宜補正して使用することができる。

## ■ 告 示

### ◎群馬県告示第192号

群馬県薬物の濫用の防止に関する条例（平成27年群馬県条例第27号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定により、知事指定薬物の指定が次のとおり効力を失うので、同条第2項の規定により告示する。

平成30年6月29日

群馬県知事 大澤 正 明

#### 1 失効する知事指定薬物の名称

- (1) 2-メトキシ-N-フェニル-N-[1-(2-フェニルエチル)ピペリジン-4-イル]アセタミド（通称名Methoxyacetylfentanyl）及びその塩類
- (2) 2-（{[2-(4-ヨード-2,5-ジメトキシフェニル)エチル]アミノ}メチル）フェノール（通称名25I-NBOH、2C-I-NBOH）及びその塩類

#### 2 失効の理由

当該知事指定薬物が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第15項に規定する指定薬物に指定されたため。

#### 3 指定が効力を失う日

平成30年6月30日

#### 4 罰則の適用

この指定の失効の前にした行為については、なお条例の罰則を適用する。

### ◎群馬県告示第193号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定に基づき、次のように県道の路線を平成30年6月29日から変更する。

その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課において一般の縦覧に供する。

平成30年6月29日

群馬県知事 大澤 正 明

路線番号	旧新別	路線名	起点	重要な経過地
			終点	
367	旧	海老瀬飯野線	邑楽郡板倉町大字海老瀬	
			邑楽郡板倉町大字飯野	
	新	海老瀬下五箇線	邑楽郡板倉町大字海老瀬	
			邑楽郡板倉町大字下五箇	

## ◎群馬県告示第194号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり決定する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県館林土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年6月29日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道	海老瀬下五箇線	邑楽郡板倉町大字海老瀬字北7453番の1地先から同郡同町大字下五箇字上五箇1801番の2地先まで	7.3~51.9 6.5~64.0	6075.6 2834.0

## ◎群馬県告示第195号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県館林土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年6月29日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	海老瀬下五箇線	邑楽郡板倉町大字海老瀬字北7453番の1地先から同郡同町大字下五箇字上五箇1801番の2地先まで	平成30年6月29日

## ◎群馬県告示第196号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県館林土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年6月29日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	変更の 前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道	寺岡館林線	館林市足次町字八方812番の1地先から同市大街道一丁目615番の2地先まで	前	17.0~31.8 6.0~16.6	836.5 1157.7

			後	17.0~31.8	836.5
--	--	--	---	-----------	-------

## ■ 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により、次のとおり公告する。

なお、同項の規定により、申請のあった日から1月間、申請に係る変更後の定款を群馬県生活文化スポーツ部県民生活課において縦覧に供する。

平成30年6月29日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 申請のあった年月日 平成30年6月18日
- 2 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人寄り処はなまる
- 3 代表者の氏名 吉田久子
- 4 主たる事務所の所在地 吾妻郡中之条町大字下沢渡1580番地の2
- 5 定款に記載された目的 この法人は、障害者や高齢者及び児童等に対する居宅サービス・支援事業等を行いながら、地域と社会の福祉の増進を図り、広く公益に貢献することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により、次のとおり公告する。

なお、同項の規定により、申請のあった日から1月間、申請に係る変更後の定款を群馬県生活文化スポーツ部県民生活課において縦覧に供する。

平成30年6月29日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 申請のあった年月日 平成30年6月18日
- 2 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人エプロンの会地域福祉サービス
- 3 代表者の氏名 向井美代子
- 4 主たる事務所の所在地 吾妻郡中之条町大字西中之条241番地
- 5 定款に記載された目的 この法人は地域福祉サービス事業をはじめ、町づくり・人づくりなど、行政と対等なパートナーとして、地域及び社会に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により、次のとおり公告する。

なお、同項の規定により、申請のあった日から1月間、申請に係る変更後の定款を群馬県生活文化スポーツ部県民生活課において縦覧に供する。

平成30年6月29日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 申請のあった年月日 平成30年6月19日
- 2 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人新田環境みらいの会
- 3 代表者の氏名 西村豊
- 4 主たる事務所の所在地 太田市新田上江田町1507番地2
- 5 定款に記載された目的 この法人は、自然環境の保全、地球温暖化の防止および循環型社会の形成のための調査研究、実践活動および環境教育等を行い、もって、地球環境の保全、およびまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

---

職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第30条第1項の規定により、職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

平成30年6月29日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 試験を実施する職種 職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)別表第11に掲げる全ての職種
- 2 試験科目 学科試験のうち指導方法(職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導及び職業訓練関係法規)
- 3 受験資格
  - (1) 職業能力開発促進法第44条第1項の技能検定に合格した者
  - (2) 職業能力開発促進法施行規則第45条の2第2項及び第3項に規定する者  
※詳しくは受験案内に掲載するので、確認すること。
  - (3) 上記(1)及び(2)にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができない。
    - ア 成年被後見人又は被保佐人
    - イ 禁錮以上の刑に処せられた者
    - ウ 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経過しない者
- 4 試験期日 平成30年10月27日(土)午前10時
- 5 試験場所 前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県庁 29階294会議室
- 6 受験手続
  - (1) 受験申請書類
    - ア 受験申請書
    - イ 受験資格を証する書面
    - ウ 試験科目の免除を受けようとする者は、その資格を証する書面
  - (2) 申請書類の提出先 前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県産業経済部産業人材育成課
  - (3) 申請書類の受付期間 平成30年9月3日(月)から同月18日(火)まで。ただし、郵送による場合は、



同日までの消印のあるもの限り有効とする。

(4) 受験手数料 3,100円

群馬県証紙を受験申請書に貼り付けて納付すること。払込書での納付を希望する場合は、平成30年9月7日(金)までに群馬県産業経済部産業人材育成課へ連絡すること。ただし、試験の全部が免除となる者の受験手数料は、不要とする。

(5) 受験票 受験申請書を受理した後、受験票を申請者宛て送付する。

7 合否判定基準 満点の6割以上の得点がある場合について合格とする。

8 合格発表 平成30年11月30日(金)に県庁2階県民センター前掲示板に掲示するとともに、群馬県ホームページに掲載し、合格者宛て通知する。

9 その他

(1) 受験申請書は、群馬県産業経済部産業人材育成課、県民センター、各県立産業技術専門校、各行政県税事務所及び群馬県職業能力開発協会において配布する。

(2) 受験申請書の郵送を希望する者は、140円分の切手を同封の上、群馬県産業経済部産業人材育成課に申し込むこと。

(3) 試験について不明な点は、群馬県産業経済部産業人材育成課技能振興係(電話027-226-3414)に問い合わせること。

■ 選挙管理委員会告示

◎群馬県選挙管理委員会告示第50号

病院の院長が不在者投票管理者となるべき病院ならびに老人ホームの長が不在者投票管理者となるべき施設の定め等の告示(昭和41年群馬県選挙管理委員会告示第8号)の一部を次のように改正する。

平成30年6月29日

群馬県選挙管理委員会委員長 松本修平

表1の項中「館林厚生病院」を「公立館林厚生病院」に改め、同表2の項中「特別養護老人ホーム	Green		
Rose	同	安堀町789番地3」を	「特別養護老人ホーム Green Rose 同
			養護老人ホームいせさき 同
			特別養護老人ホームいせさき 同
			住宅型有料老人ホームいせさき 同
			境上武士
			境上武士
			境上武士

89番地3  
603-3  
603-3  
603-3」  
に改める。

■ 人事委員会公告

地方公務員法(昭和25年法律第261号)第18条の規定により、平成30年度群馬県職員採用Ⅲ類試験(高校卒業程度)及び職員採用試験(社会人経験者)を次のとおり行います。

平成30年6月29日

群馬県人事委員会委員長 森田均

1 試験区分及び採用予定人員

## (1) 職員採用Ⅲ類試験

行政事務(5名程度)、警察事務(6名程度)、学校事務(8名程度)、森林(2名程度)、農業(2名程度)、畜産(1名程度)、設備(1名程度)及び総合土木(2名程度)

## (2) 職員採用試験(社会人経験者)

行政事務(10名程度)、森林(2名程度)、農業(2名程度)及び総合土木(3名程度)

## 2 職務内容

- (1) 行政事務 知事部局、企業局、病院局、教育委員会事務局等に勤務し、一般行政事務に従事します。
- (2) 警察事務 警察本部、警察署等に勤務し、警察事務に従事します。
- (3) 学校事務 県立学校、市町村立学校等に勤務し、学校事務(学校図書館事務を含む。)に従事します。
- (4) 森林、農業、畜産、設備及び総合土木 知事部局、企業局等に勤務し、専門的知識を活かした企画、調査、指導、監督、設計、研究等の業務に従事します。

## 3 受験資格

## (1) 年齢及び学歴

## ア 職員採用Ⅲ類試験

平成9年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた人で、学歴は問いません。

## イ 職員採用試験(社会人経験者)

昭和55年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた人で、平成30年7月31日の時点において、5年以上の職務経験を有する人(職務経験は、人事委員会が定める要件を満たすものに限り、)

## (2) 次のいずれかに該当する人は、受験できません。

## ア 職員採用Ⅲ類試験

(ア) 日本国籍を有しない人

(イ) 地方公務員法第16条に該当する人

- ・成年被後見人又は被保佐人
- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・群馬県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

## イ 職員採用試験(社会人経験者)

(ア) 日本国籍を有しない人

(イ) 地方公務員法第16条に該当する人

- ・成年被後見人又は被保佐人
- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・群馬県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

(ウ) 現在群馬県職員である人(非常勤職員及び臨時職員を除く。)

## 4 試験日及び場所

## (1) 第1次試験 平成30年9月23日(日)

群馬県庁(前橋市大手町一丁目1番1号)

群馬県総合交通センター(前橋市元総社町80番4号)

群馬県立前橋女子高等学校（前橋市紅雲町二丁目19番1号）

(2) 第2次試験

ア 職員採用Ⅲ類試験

平成30年10月中旬から同年11月上旬までの間に群馬県庁で実施の予定（詳細は、第1次試験合格通知書でお知らせします。）

イ 職員採用試験（社会人経験者）

平成30年10月20日（土）又は同月21日（日）に群馬県庁で実施の予定

(3) 第3次試験

ア 職員採用Ⅲ類試験

実施しません。

イ 職員採用試験（社会人経験者）

平成30年11月17日（土）又は同月18日（日）に群馬県庁で実施の予定

5 試験種目

(1) 第1次試験

ア 職員採用Ⅲ類試験

(ア) 教養試験（択一式）

(イ) 専門試験（択一式。森林、農業、畜産、設備及び総合土木のみ実施）

イ 職員採用試験（社会人経験者）

(ア) 教養試験（択一式）

(イ) 専門試験（択一式。森林、農業及び総合土木のみ実施）

(2) 第2次試験

ア 職員採用Ⅲ類試験

(ア) 人物試験

(イ) 作文試験

イ 職員採用試験（社会人経験者）

(ア) 人物試験

(イ) 論文試験（論文試験の採点は、第3次試験で行います。）

(3) 第3次試験

ア 職員採用Ⅲ類試験

実施しません。

イ 職員採用試験（社会人経験者）

人物試験

6 申込手続、受付期間等

(1) 提出書類 申込書

(2) 申込書の配布場所

ア 群馬県人事委員会事務局（県庁26階）、県民センター（県庁2階）、県の各行政県税事務所及び群馬県東京事務所（東京都千代田区平河町二丁目6番3号都道府県会館8階）並びにぐんま総合情報センター（東京都中央区銀座七丁目10番5号 The ORB Luminous）で配布します。

イ 郵送で試験案内を請求する場合は、表に赤で「〇〇採用試験案内請求」（〇〇には、Ⅲ類又は社会人経験者の試験区分を記入）と書いた封筒に、宛先を明記した角形2号の返信用封筒（A4判が入る大きさで、

140円分の切手を貼ったもの)を同封して、群馬県人事委員会事務局まで請求してください。

(3) 申込手続

ア インターネットによる場合 職員採用情報ホームページ (<http://www.pref.gunma.jp/saiyou/>) にアクセスして、「インターネット申込(電子申請)」をクリックし、内容をよく読んで申し込んでください。

イ 郵送による場合 申込書に必要な事項を記入し、受験票の裏面のはがきに62円分の切手を貼り、群馬県人事委員会事務局に郵送してください。郵送の方法は、簡易書留とし、封筒の表に赤で「〇〇採用試験申込」(〇〇には、Ⅲ類行政事務、社会人経験者行政事務などの試験区分を記入)と書いてください。

(4) 受付期間

ア インターネットによる場合 受付期間は、平成30年8月6日(月)から同月20日(月)23時59分までです。当該受付期間内にぐんま電子申請受付システムのサーバが受信したものに限り受け付けます。

イ 郵送による場合 受付期間は、平成30年8月6日(月)から同月21日(火)までです。同日までの消印のあるものに限り受け付けます。

ウ 期間経過後の申込みは、一切受け付けません。

エ 本申込書は、郵便法(昭和22年法律第165号)に規定する信書に該当するため、ゆうメールや宅配便等での送付はできません。

オ 同一人からの複数の申込みがあった場合は、人事委員会事務局で最初に受付をしたものを有効とします。

(5) 受験票の送付

ア インターネットにより申込みをした場合 平成30年9月7日(金)頃受験票を交付しますが、同月14日(金)までに受験票がぐんま電子申請受付システムからダウンロードできない場合は、群馬県人事委員会事務局任用係(電話027-226-2744)に問い合わせてください。

イ 郵送により申込みをした場合 平成30年9月7日(金)頃受験票を発送しますが、同月14日(金)までに届かない場合は、群馬県人事委員会事務局任用係に問い合わせてください。

7 合格から採用まで

(1) 合格者は、合格決定日に採用候補者名簿に登載され、任命権者からの請求に応じて提示された人の中から採用者が決定されます。

(2) 採用候補者名簿の有効期間は、1年間です。

(3) 採用は、平成31年4月1日の予定です。

8 給与

(1) 職員採用Ⅲ類試験

この試験に合格して採用された人の給料月額は、短期大学卒業者にあつては161,400円、高等学校卒業者にあつては150,400円(いずれも平成30年4月1日現在)です。ただし、採用前に職歴のある人等は、一定の基準により増額されます。なお、このほか地域手当、扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当があります。

(2) 職員採用試験(社会人経験者)

この試験に合格して採用された人の給料月額は、職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和32年群馬県人事委員会規則第4号)の規定に基づき決定します。なお、このほか地域手当、扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当があります。

9 その他 申込書提出後の試験区分の変更はできません。また、同一日に実施する試験・選考考査の重複申込みはできません。

地方公務員法(昭和25年法律第261号)第18条の規定により、平成30年度群馬県警察官B等採用試験を次のとおり行います。

平成30年6月29日

群馬県人事委員会委員長 森田 均

1 試験区分及び採用予定人員 警察官B(男性)(30名程度)、警察官B(女性)(5名程度)、警察官A(男性)第2回(14名程度)、警察官A(女性)第2回(3名程度)及び警察官A(武道指導)第2回(2名程度)

2 職務内容 個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持に当たります。また、「武道指導」の試験区分で採用された人は、この職務内容に加え柔道又は剣道の指導も行います。

### 3 受験資格

#### (1) 年齢及び学歴

ア 警察官B(男性) 昭和60年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた男性。ただし、次のいずれかに該当する人を除く。

(ア) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。以下同じ。)を卒業した人又は平成31年3月31日までに大学を卒業する見込みの人

(イ) 人事委員会が(ア)に掲げる人と同等の資格があると認める人

イ 警察官B(女性) 昭和60年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた女性。ただし、次のいずれかに該当する人を除く。

(ア) 大学を卒業した人又は平成31年3月31日までに大学を卒業する見込みの人

(イ) 人事委員会が(ア)に掲げる人と同等の資格があると認める人

ウ 警察官A(男性)第2回 昭和60年4月2日以降に生まれた男性で、かつ、次のいずれかに該当する人

(ア) 大学を卒業した人又は平成31年3月31日までに大学を卒業する見込みの人

(イ) 人事委員会が(ア)に掲げる人と同等の資格があると認める人

エ 警察官A(女性)第2回 昭和60年4月2日以降に生まれた女性で、かつ、次のいずれかに該当する人

(ア) 大学を卒業した人又は平成31年3月31日までに大学を卒業する見込みの人

(イ) 人事委員会が(ア)に掲げる人と同等の資格があると認める人

オ 警察官A(武道指導)第2回 昭和60年4月2日以降に生まれ、柔道又は剣道において卓越した技能を有する人で、かつ、次のいずれかに該当する人

(ア) 大学を卒業した人又は平成31年3月31日までに大学を卒業する見込みの人

(イ) 人事委員会が(ア)に掲げる人と同等の資格があると認める人

(2) 次のいずれかに該当する人は、受験できません。

ア 日本国籍を有しない人

イ 地方公務員法第16条に該当する人

(ア) 成年被後見人又は被保佐人

(イ) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

(ウ) 群馬県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人

(エ) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

#### 4 試験日及び場所

(1) 第1次試験 平成30年9月16日(日)

群馬県総合交通センター(前橋市元総社町80番4号)

群馬県警察学校(前橋市元総社町80番5号)

群馬県立前橋商業高等学校(前橋市南町四丁目35番1号)

(2) 第2次試験 平成30年10月に前橋市内で実施の予定(試験の詳細は、第1次試験の合格通知書で通知します。)

(3) 第3次試験 平成30年11月に群馬県庁で実施の予定(試験の詳細は、第2次試験の合格通知書で通知します。)

#### 5 試験種目

(1) 第1次試験

ア 教養試験(択一式)

イ 論(作)文試験(論(作)文試験の採点は、第2次試験で行います。)

ウ 実技試験(「武道指導」区分に限る。)

エ 資格技能審査(「武道指導」区分を除く。)

(2) 第2次試験

ア 人物試験(「武道指導」区分を除く。)

イ 体力検査

(3) 第3次試験

ア 人物試験

イ 身体外形検査

ウ 身体精密検査

(4) 身体外形検査には、次の合格基準があります。

ア 男性(武道指導を除く。)

(ア) 身長 おおむね160cm以上であること。

(イ) 体重 おおむね47kg以上であること。

(ウ) 視力 両眼とも裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。

(エ) 色覚 職務遂行に支障がないこと。

(オ) 聴力 職務遂行に支障がないこと。

(カ) 五指腕関節その他 職務遂行に支障がないこと。

イ 女性(武道指導を除く。)

(ア) 身長 おおむね150cm以上であること。

(イ) 視力 両眼とも裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。

(ウ) 色覚 職務遂行に支障がないこと。

(エ) 聴力 職務遂行に支障がないこと。

(オ) 五指腕関節その他 職務遂行に支障がないこと。

ウ 武道指導

(ア) 視力 両眼とも裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。

- (イ) 色覚 職務遂行に支障がないこと。
- (ウ) 聴力 職務遂行に支障がないこと。
- (エ) 五指腕関節その他 職務遂行に支障がないこと。

## 6 申込手続、受付期間等

### (1) 試験案内の配布場所

ア 群馬県人事委員会事務局（県庁26階）、県民センター（県庁2階）、群馬県警察本部（前橋市大手町一丁目1番1号）、県内の各警察署、交番及び駐在所、県の各行政県税事務所、群馬県東京事務所（東京都千代田区平河町二丁目6番3号都道府県会館8階）並びにぐんま総合情報センター（東京都中央区銀座七丁目10番5号 The ORB Luminous）で配布します。

イ 郵送で試験案内を請求する場合は、表に赤で「警察官B等試験案内請求」と書いた封筒に、宛先を明記した角形2号の返信用封筒（A4判が入る大きさで、140円分の切手を貼ったもの）を同封の上、群馬県警察本部警務課まで請求してください。

### (2) 申込手続

ア インターネットによる場合 職員・警察官採用情報ホームページ（<http://www.pref.gunma.jp/saiyou/>）にアクセスして、「インターネット申込（電子申請）」をクリックし、ぐんま電子申請受付システムから内容をよく読んで申し込んでください。

イ 郵送による場合 申込書及び受験票に必要な事項を記入し、受験票に62円切手を貼り、群馬県警察本部警務課に郵送してください。郵送の方法は、簡易書留とし、封筒の表に赤で「警察官〇〇申込」（〇〇には、試験区分を記入）と書いてください。

### (3) 受付期間

ア インターネットによる場合 受付期間は、平成30年7月23日（月）から同年8月9日（木）23時59分までです。当該受付期間内にぐんま電子申請受付システムのサーバが受信したものに限り受け付けます。

イ 郵送による場合 受付期間は、平成30年7月23日（月）から同年8月10日（金）までです。同日までの消印のあるものに限り受け付けます。

ウ 期限経過後の申込みは、一切受け付けません。

エ 本申込書は、郵便法（昭和22年法律第165号）に規定する信書に該当するため、ゆうメールや宅配便等での送付はできません。

オ 同一人からの複数の申込みがあった場合は、群馬県警察本部警務課で最初に受付をしたものを有効とします。

### (4) 受験票の送付

ア インターネットにより申込みをした場合 平成30年8月24日（金）頃、ぐんま電子申請受付システム上で受験票を交付しますが、同月31日（金）までに受験票がダウンロードできない場合は、群馬県警察本部警務課（電話027-243-0110 内線2652）にお問い合わせください。

イ 郵送により申込みをした場合 平成30年8月24日（金）頃受験票を発送しますが、同月31日（金）までに届かない場合は、群馬県警察本部警務課（電話027-243-0110 内線2652）にお問い合わせください。

## 7 合格から採用まで

(1) 合格者は、合格決定日に採用候補者名簿に登載され、群馬県警察本部長からの請求に応じて提示された人の中から採用者が決定されます。

(2) 採用候補者名簿の有効期間は、1年間です。

(3) 採用は、平成31年4月1日の予定です。

- 8 給与 警察官B採用試験に合格して採用された人の給料月額(地域手当含む。100円未満切捨て)は、短期大学卒業者にあつては198,100円、高等学校卒業者にあつては182,700円です。また、警察官A採用試験に合格して採用された人の給料月額(地域手当含む。100円未満切捨て)は、215,800円です。ただし、大学院を卒業した人、採用前に民間企業等に勤務したことのある人等は、一定の基準により増額されます。なお、このほか扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当があります。

---

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号  
電話 027-223-1111

---